

談話 中教審「新しい時代にふさわしい教育基本法と教育振興基本計画の在り方について」 (答申とりまとめ素案)について

日本高等学校教職員組合教文部長 工藤毅

さる3月3日、中央教育審議会は、教育基本法「見直し」答申素案（以下「素案」）を基本問題部会に提出しました。「素案」は、「中間報告」を一定手直しをして、教基法を評価する体裁をとりながら、教基法の理念と原則に反する内容を付け加えるという巧妙で欺瞞的な手法をとってあくまで国家主義・新自由主義的教育を実現するという当初からのねらいを貫徹しようとするものです。

第1に、教基法の基本理念（教育目的、教育方針）の規定は残すとしながら、「21世紀を切り拓くたくましい日本人の育成」という教基法とは異なる人間像を対置していることです。第2に、「新たに規定する理念」として「社会の形成に主体的に参画する『公共』の精神」や「国を愛する心」の涵養などをあげています。しかし、この新たな理念は、教基法の「平和的な国家及び社会の形成者」ではなく、「法や社会の規範」を前提にした「自由で公正な社会の形成者」（素案）の育成を求めるものです。「国を愛する心」もまた、「国歌・国旗法」にそった「心」を育てるという憲法違反のしろものです。第3に、「中間報告」と同様、教基法に教育振興基本計画を盛り込み、教育目標・内容まで政府・文科省が決定・推進する権限を与えようとしていることです。第4に、国民の「なぜ教育基本法の見直しか」という疑問に答えていないということです。

日高教は、中教審「教基法『見直し』中間報告」にたいして、「見解」（2002年1月14日）を明らかにし、有事立法の動きと連動するものとして厳しく批判してきたところです。また、教職員はもとより、教育学関連学会や日本弁護士連合会、多くのマスコミからも疑問と批判がだされています。法曹界からは「『見直し』は憲法に抵触する」、マスコミからは「理念もてあそぶ暇はない」（朝日新聞「社説」11月15日）や「中教審報告こそ見直しを」（毎日新聞「社説」同日）という批判がだされるなど「いまなぜ教育基本法見直しなのか。慎重な審議を」という世論は圧倒的です。おりしも「素案」がだされた3月3日、日本教育学会など教育学関連25学会会長名で、憲法の本質と遊離した改正は、教育基本法を変質させるものであり、審議の手続きも公正・民主的でなく、学術研究の成果も生かされていないとして文科省等に要望書を提出したことが伝えられています。

今回の中教審の審議は、自民党「教基法問題特命委員会」事務局長の河村文科省副大臣が、中教審の総会（2月4日）で、「通常国会後半には教基法『改正案』を提出する」ことを前提に審議を急がせるということまでしています。そもそも文科省の諮問（2001年11月26日）から今日まで、1年4ヵ月の短期日のうちに答申をだすというのは、国の未来にかかわる基本問題であるだけに到底国民の合意が得られるものではありません。加えて、この1月まで「諮問」する側の事務方の責任者であった文科省事務次官を新たな中教審の臨時委員に選任したことは、審議会のあり方、及び審議会と文科省の関係の基本にかかわる問題であり、許しがたいことです。

文科省は、このような政府主導の拙速な教基法「見直し」作業を断念し、今日の教育困難を打開するために、教育関係者はもとより父母・国民の広範な意見や議論を集約し、文科省の教育政策の見直しこそ検討すべきです。日高教は、憲法・教基法に基づき、30人学級などゆきとどいた教育のための教育条件整備、すべての生徒に基礎的学力と進路選択の力を育てる教育への支援、高卒生の就職保障のための手厚い努力を文科省につよく求めるものです。

2003年3月6日